

## 骨髄ドナー給付金の導入について

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）では、このたび「メディカルエール（終身型）」「メディカルエール（定期型）」「医のいちばんNEO」に、平成24年9月21日以後に骨髄ドナーとして骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられた場合にお支払いする骨髄ドナー給付金を追加いたします。

骨髄幹細胞移植や末梢血幹細胞移植は白血病等に対する有効な治療法ですが、移植を受けるには提供者（ドナー）と患者（レシピエント）の白血球の型が一致しなければならず、その確率は非血縁者間では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低く、さらに多くのドナー登録が求められています。

ドナーの入院費用等はレシピエントが負担することとなっていますが、入院のために会社を休まなければならなかったり、採取術に際し身体的負担があったりといったことが、ドナー登録のハードルとなっていると言われています。

そこで、ドナーの経済的負担を軽減し、保険商品を通じてドナーの支援ができるよう、骨髄幹細胞の採取術等を受けられたときに骨髄ドナー給付金をお支払いすることとします。

平成24年9月20日以前に加入されたお客さまについても、平成24年9月21日以後に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けられた場合は、骨髄ドナー給付金の支払対象となります。

### ■骨髄ドナー給付金の内容

#### 1. 給付内容


支払事由	支払額	支払限度
被保険者が責任開始期から1年を経過した日以後、病院または診療所において組織の機能に障害のある者に移植することを目的として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき ※詳細は次ページの附則をご確認ください。	入院給付金日額の20倍	保険期間を通じて1回限り

#### 2. 対象となる保険種類

- ①無配当終身医療保険「メディカルエール（終身型）」
- ②無配当定期医療保険「メディカルエール（定期型）」
- ③新総合医療特約D（H22）「医のいちばんNEO」

#### 3. 保険料について

今回の支払事由拡大に伴う保険料の変更はありません。

	<ul style="list-style-type: none"><li>●平成24年9月21日以後かつ責任開始期から1年経過後に受けた採取術が対象となります。</li><li>●平成24年9月20日以前に受けた採取術は対象外です。</li><li>●無配当終身医療保険、無配当定期医療保険、新総合医療特約D（H22）以外のご契約は対象外です。</li><li>●支払回数は保険期間を通じて1回とします。</li></ul>
---	---

平成24年9月20日以前に「2. 対象となる保険種類」に加入されたお客さまについて、下記のとおり骨髓ドナー給付金に関する附則を適用します。

附則（平成24年9月21日）

第1条（骨髓ドナー給付金に関する規定のない無配当終身医療保険、無配当定期医療保険および新総合医療特約D（H22）における骨髓ドナー給付金の取扱に関する規定）

1. 骨髓ドナー給付金に関する規定のない無配当終身医療保険、無配当定期医療保険および新総合医療特約D（H22）の給付金の支払の規定に、つぎの給付金を追加します。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
骨髓ドナー給付金	被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、保険期間中に別表3に定める病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、組織の機能に障害のある者に移植することを目的として骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術（平成24年9月21日以後に受けた採取術に限ります。）を受けたとき。ただし、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合を除きます。なお、骨髓ドナー給付金の支払は、保険期間を通じて1回限りとします。	(入院給付金日額) × 20	被保険者	—

2. 第1項の規定による骨髓ドナー給付金の支払については、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 骨髓ドナー給付金の受取人の取扱については、骨髓ドナー給付金を追加する主契約または特約における手術給付金の受取人に関する規定を準用します。
- (2) 骨髓ドナー給付金の支払額は、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた日（採取術が2日以上にわたった場合には、その開始日。以下同じ。）現在の入院給付金日額に応じて計算します。
- (3) 骨髓ドナー給付金の支払については、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- (4) 骨髓ドナー給付金を追加する主契約または特約における法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由に関する規定の変更に関する規定は、骨髓ドナー給付金に準用します。
- (5) 転換後契約が無配当終身医療保険の場合または転換後契約の締結の際に新総合医療特約D（H22）を付加した場合で、被転換契約に新総合医療特約D（H22）が付加されていた場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 被保険者が無配当終身医療保険または転換後契約に付加された新総合医療特約D（H22）の責任開始期の属する日からその日を含めて1年以内に骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合でも、その採取術を受けた日が被転換契約に付加されていた新総合医療特約D（H22）の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後であるときは、被転換契約に付加されていた新総合医療特約D（H22）の入院給付金日額を限度として、無配当終身医療保険または転換後契約に付加された新総合医療特約D（H22）の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けたものとみなして取り扱います。
    - (イ) 転換後契約においてすでに復活が行われている場合には、前(ア)の規定は適用しません。
- (6) 終身保障変更特約条項の規定による変更後契約が無配当終身医療保険の場合または終身保障変更特約条項の規定による変更後契約の締結の際に新総合医療特約D（H22）を付加した場合で、被変更契約に付加されていた新総合医療特約D（H22）が主契約の変更される部分とあわせて変更後契約に変更されたときは、第5号(ア)中「被転換契約」とあるのは「被変更契約」と、第5号(イ)中「転換後契約」とあるのは「変更後契約」と読み替えて第5号(ア)および(イ)の規定を適用します。
- (7) 医療保障変更特約条項の規定により締結された無配当終身医療保険の場合で、被変更特約に新総合医療特約D（H22）が含まれているときは、第5号(ア)中「無配当終身医療保険または転換後契約に付加された新総合医療特約D（H22）」とあるのは「無配当終身医療保険」と、「被転換契約に付加されていた新総合医療特約D（H22）」とあるのは「被変更特約である新総合医療特約D（H22）」と、第5号(イ)中「転換後契約」とあるのは「変更後契約」と読み替えて第5号(ア)および(イ)の規定を適用します。

3. 骨髓ドナー給付金に関する規定のない無配当終身医療保険、無配当定期医療保険および新総合医療特約D（H22）の別表1に、つぎの請求書類を追加します。

項目	必要書類
骨髓ドナー給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた病院または診療所の骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要） (4) 骨髓ドナー給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券

以上

この資料は、平成24年8月時点において、平成24年9月21日以後適用する骨髓ドナー給付金に関する附則の概要を説明したものであり、ご契約内容全ての事項を記載したものではありません。ご契約内容の詳細は、専用のパンフレットおよび「保障設計書（契約概要）」など会社所定の資料を必ずお読みください。

骨髓ドナー給付金のお支払事由に該当した場合や、該当したのでは？と思われる場合には、当社ホームページ、約款をご確認いただき、担当の生涯設計デザイナーまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。